

令和 4 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

令和 4 年 6 月 8 日 開会
令和 4 年 6 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第26号（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第27号及び議第28号（提案説明・質疑・委員会付託）	12
議第29号（提案説明・質疑・討論・採決）	16
議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）	18
散会	20

6月14日

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
欠員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	21
開議	22
一般質問	22
2番 林 日出雄議員	22
5番 浅野 進議員	27

6番 上野賢二議員	29
散会	37

6月15日

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
欠員	39
説明のため出席した者	39
職務のため出席した事務局職員	40
開議	41
諸般の報告	41
議第26号から議第28号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	41
閉会	48
会議録署名議員	49

令和4年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和4年6月8日

令和4年6月8日 午前9時 開会（開議）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(令和3年度輪之内町一般会計)

日程第5 議案上程

日程第6 町長提案説明

日程第7 議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について

日程第9 議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

日程第10 議第29号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第30号 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業に係る売買契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 長屋英人

参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
調 整 監 (住民・福祉)兼 住民課長	中 島 良 重	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	産 業 課 長	松 井 和 明
土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前8時59分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。全員出席でありますので、令和4年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、1番 大橋慶裕君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月15日までの8日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和3年度、令和4年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の令和4年度事業計画及び令和3年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（令和3年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、報第1号について御説明をさせていただきます。

議案とは別とじの「繰越計算書の報告について」というタイトルのものを御覧ください。

報第1号 繰越計算書の報告について。令和3年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。令和4年6月8日提出、輪之内町長でございます。

次に、2枚目を御覧ください。

令和3年度輪之内町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年度の一般会計補正予算、(第3号)11月の専決予算と(第4号)12月補正予算、(第5号)3月補正予算におきまして、繰越明許費として令和3年度から令和4年度へ繰り越すことをお願いしました、戸籍住民基本台帳事業の222万8,000円、住民税非課税世帯に対する給付金事業の2,199万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業の7,857万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業の571万5,000円、学校保健事業の409万円、情報教育推進事業の195万6,000円、以上、これらの6事業の予算総額は1億1,455万4,000円となりますが、これらにつきまして令和4年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額とその財源がどのようになっているのかを御報告させていただくものでございます。

各事業予算の具体的な内容といたしましては、戸籍住民基本台帳事業は、住民情報システムと住基ネットワークシステムとを接続するためのシステムの構築費。

住民税非課税世帯に対する給付金事業は、住民税非課税世帯を対象とした1世帯当たり10万円の給付金と印刷製本費や通信費などの事務費。

子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、18歳以下の子供を対象とした子ども1人当たり5万円と5万円、合計10万円の給付金。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、クーポン券の作成委託料とコールセンターの設置委託料。

学校保健事業は、コロナ禍における教育活動の継続と児童・生徒、教職員の感染予防を目的とする備品購入。

情報教育推進事業は、現在のパソコン教室をプログラミング教室へとリニューアルするために必要な備品の購入費でございます。

これらの6つの事業のうち、住民税非課税世帯に対する給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和3年度中に、ちょっと金額の記載はありませんけれども、合わせて8,038万3,000円の支出がありましたけれども、その他の3事業につきましては、令和3年度中の支出はなく、これらの差引き額、つまり未執行予算額の3,417万1,000円を令和4年度へ繰越しをいたしました。

また、3,417万1,000円の財源につきましては、令和3年度中に既に収入した特定財源はなく、令和4年度に収入する予定の国庫支出金3,055万4,000円と一般財源361万7,000円をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これで行政報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

6月に入り、梅雨の季節を迎えるとともに暑さも厳しくなりつつありますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに令和4年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、各位には何かと御多用の中を御出席賜りましてありがとうございます。

さて、御案内のとおり、コロナ感染症については第6波が下がり切らないまま減少と増加を繰り返し、今なお高い感染水準で推移をしております。当町でも、6月6日現在、426人の感染者を確認しており、変異を続けるオミクロン株の圧倒的な感染スピードと感染規模を踏まえると、これをゼロに抑え込むということは容易ではないなあと感じております。

最近、「ウイズコロナ」というフレーズをよく耳にいたします。しかしながら、ウイズコロナとは、漫然とコロナと共存するという意味では決してありません。感染症対策を適切に講じつつ、社会経済活動をしっかりと進めていくことが目下のところが一番大事な課題だろうと思っております。県の予算のほうでは「ウイズ・コロナからアフター・コロナへ」という副題がついておりますけど、まさしくそういうことだろうと思っております。

間もなく本格的な夏を迎えることとなります。熱中症にも注意しつつ、重症化リスクの高い高齢者などに重点を置き、4回目のワクチン接種の体制を整え、町民の皆様の命を守ることと社会経済活動とのバランスを図ってまいります。

町民の皆様におかれましても、一人一人が改めて基本的な感染防止対策を徹底していただいた上で、日々の様々な活動に鋭意取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

また、国政に目を向けますと、円安による物価上昇に対して悪い円安を止めたい政府、景気浮揚策として引き続き金利上昇を抑えようとする日銀との思惑にずれが生じているというのが大方の受け止めであります。昨今の異常な円安といえますが、130円を超える円安水準が続いております。今後、さらに円安が進んで、国民の間にもうこれ以上の物価上昇は望まないとする不満の声が大きくなってくれば、政府としては日銀の円安容認の姿勢に何らかの対応をせざるを得ないと思われませんが、中央銀行の政治からの中立という視点からすると、直接の介入というのは非常に難しい状況であります。

そういう意味では、いわゆる「円」という通貨の信認に関わる問題と言わざるを得ないと思っています。新聞紙上で、「日銀は政府の子会社」などの発言が政治家の一部から出ております。そういう状況を踏まえますと、金融政策のかじ取りをどうすべきか、判断の瀬戸際にあるんだらうと、そんなふうな思いを深めておるところでございます。

現状では、日銀の金融政策の中心に据えた「安定的に2%の物価上昇」の達成と、それを前提とした適切な見通しというのも立っておらず、アメリカ、ヨーロッパ各国の実行している、ゼロ金利・マイナス金利解除の出口政策を取っておるわけですが、その出口政策が日本では遠のいて、より一層の円安に拍車がかかるという最悪の事態に直面することにもなりかねないと。

一方で政府は、7月の参議院議員通常選挙をにらんで、国民の痛みに寄り添いたいとする思いもあると思われま。

政府は、これまでコロナ禍から各種交付金による分配政策というのを中心に進めてきております。あわせて、賃上げ促進税制を使って、2022年の春闘を側面支援してきた経過がございます。これが狙ったとおりの功を奏しておれば、分配政策に今ほどの財政支援をつぎ込まなくてもよかったというふうにも考えられます、結果論であります。

今後、この円安がどこまで進むのか、専門家の間では、しばらくは続くんだらうという見解も示されております。

対ドル、対ユーロの円の独歩安という状況であります。日本経済にとってこれが最大の不安材料であることは明らかであります。

いずれにせよ、今後の政府による円安対策の政策は、中央銀行との適切な緊張関係の中で中長期の展望を持って進められるべきであり、その動向を我々としても注視してまいります。言わずもがなであります。この政策が7月に執行予定の選挙のための一時的な道具になってしまっは意味がないと、そんなふうに思っております。先行きを注目したいと思っております。

それでは、本日提出させていただきました5件の議案がございしますが、順次、提案理

由の説明をさせていただきます。

まず、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ1億679万7,000円を計上しております。

詳細な内容は、後ほど担当課長のほうから説明させますので、私のほうからは主な内容について御説明をいたします。

今回の補正予算（第1号）の主な内容は、4つであります。1つは、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する経費、2つ目は、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に関する経費について、3つ目は、4回目のコロナワクチンの接種の経費について、4つ目は、地方創生臨時交付金を活用して実施するコロナ感染対策とクーポン券の配付の経費をそれぞれ計上させていただいております。

なお、この財源としては、国庫支出金、県支出金のほか、地方創生臨時交付金を財源としております。

次に、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、令和3年度において、本管の布設替えをはじめとして循環計画による新設工事を行うとともに、清浄かつ低廉な水の安定供給と経費の節減等、健全経営に努めた結果、事業収益1億2,634万9,000円、事業費用8,575万2,000円となり、損益計算による当年度純利益は4,059万6,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が367万7,000円に対し、支出は6,799万7,000円となり、6,432万円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に、議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金4億1,445万25円のうち、2,220万3,348円を減債積立金に、1,723万8,424円を建設改良積立金に積立処分しようとするものであります。

次に、議第29号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法の一部改正に伴い、町の選挙における選挙運動費用の自動車、ビラ等の作成の公営に要する費用を引き上げるべく、当該条例を改正しようとするものであります。

最後に、議第30号 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業に係る売買契約の締結については、消防ポンプ自動車の購入に当たり、輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の承認を得ようとするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第26号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。令和4年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億679万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,979万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の2ページから4ページまでは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第1号）の主な内容は、先ほど町長の提案説明にありました4点でございます。

それでは、歳出から御説明をさせていただきますので、事項別明細書の7ページを御覧ください。

款2. 項1. 目2. 人事管理費の29万1,000円は、4月の人事異動に伴う管理職手当の不足見込額を追加するものでございます。1人分です。

その下、目5. 財産管理費の605万6,000円のうち、節10. 需用費の6万3,000円は、道路交通法施行規則の改正により車の運転の前後に酒気帯びチェックが義務づけられましたので、各課にアルコールチェッカーを導入しようとするものでございます。節14. 工事請負費の532万6,000円は、庁舎屋上にあるキュービクル、受電設備のことをいいますけれども、それについて本年4月20日、中部電気保安協会から「経年使用により事故につながるおそれあり」との指摘がありましたので、キュービクルを入れ替えようとするものでございます。節17. 備品購入費の66万7,000円は、コロナ感染対策として庁舎の正面玄関と東口にサーマルAIカメラを設置するものと、同じくコロナ感染対策として、住民課、福祉課、税務課の窓口にある来客用の椅子を抗菌仕様の椅子に交換しようとするものでございます。

次に、目12. 電子計算費は、財源補正でございます。

8ページをお願いします。款2. 項2. 目1. 税務総務費の45万4,000円は、コロナ感染対策として確定申告会場の出入口付近の密を避けるため、番号札の自動発券や呼出しアナウンスをする受付順番管理システムを導入しようとするものでございます。

9ページをお願いします。款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費の81万2,000円は、マイナンバーカードのさらなる普及・交付に努めるため、その申請・受付体制を整えるべく、オンライン申請端末を導入するとともに、その端末を操作するブース、間仕切りのことですけれども、それを設置しようとするものでございます。

10ページをお願いします。款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費の2,536万7,000円は、令和4年度の住民税非課税世帯に対する給付金の支給に関する経費を計上したものでございます。節3. 職員手当等の6万9,000円から節12. 委託料の108万9,000円までは、印刷代や郵便代、プログラム改修費などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の2,400万円は、文字どおりの給付金を計上したものでございます。10万円の240件分です。

11ページをお願いします。款3. 項2. 目3. ふれあいセンター管理費の6万5,000円は、コロナ感染対策として会議などの際に大声を出さなくても済むよう、ワイヤレスマイクとポータブルスピーカーの音響セットを導入するものでございます。

12ページをお願いします。款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の480万円は、コロナ禍における保護者の経済負担の軽減を図ることを目的として、令和4年度も新生児1人につき10万円を給付しようとするものでございます。48人分です。

その下、目3. 児童手当費のうち、節3. 職員手当等の8万円から節12. 委託料の54万5,000円までは、令和4年度の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に要する印刷代や郵便代、プログラム改修費などの事務費を計上したもの、節18. 負担金、補助及び交付金の355万円は、文字どおりの給付金を計上したものでございます。この給付金は、低所得の子育て世帯、具体的には子供がいる住民税非課税世帯が対象で、5万円の71件分でございます。節22. 償還金、利子及び割引料の123万5,000円は、令和3年度に実施をした子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の精算による返還金でございます。

次に、目4. 児童福祉施設費の335万1,000円のうち、節10. 需用費の消耗品費120万6,000円と節17. 備品購入費の132万円は、こども園のコロナ感染対策として間隔の広いタオルかけスタンドの導入、体温計や飛沫防止ガードなどの補充、併せて紫外線殺菌庫を追加購入するものでございます。前後いたしますが、節10. 需用費の修繕料82万5,000円は、仁木子育て支援センターのウッドデッキの板が浮いておりますので、それによりつまずいて転倒するなど危険なため、それを修繕するものでございます。

13ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の124万円のうち、節10. 需用費の111万4,000円は、コロナ感染対策としてこども園や乳幼児の歯科健診で使用するミ

ラーを追加購入するものと、コロナ感染者の自宅療養者への支援用品として手指消毒液やマスクなどを購入するものでございます。節12. 委託料の12万6,000円は、産後ケアの対象者が増加しておりますので、その不足見込額を追加するものでございます。14件分です。

その下、目2. 予防費の1,562万円のうち、節1. 報酬の235万7,000円から節4. 共済費の47万7,000円までは、4回目のコロナワクチン接種に従事する会計年度任用職員の人件費を追加するもの、節10. 需用費の75万3,000円から節13. 使用料及び賃借料の149万6,000円までは、4回目のコロナワクチン接種に要する諸経費を計上したものでございます。節18. 負担金、補助及び交付金の16万4,000円は、子宮頸がんワクチンについて積極的な勧奨による接種が再開されることに伴い、自費接種した方への助成金を追加するものでございます。

次に、目3. 環境衛生費の378万8,000円は、県が市町村に配分する国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、太陽光発電設備や蓄電池の設置に対して助成をしていこうとするものでございます。

14ページをお願いします。款5. 項1. 目1. 農業委員会費の156万1,000円は、令和4年4月からの新たな人・農地関連施策の一つとして、農業委員会が農地の貸手・受け手などの情報を迅速かつ効率的に収集処理をするため、タブレット端末とアプリを導入するものでございます。

その下、目9. 農地整備費の1,613万4,000円の減額につきましては、これは過去のほ場整備事業の元利補給を行っているものでございますが、定期償還分として1,613万4,000円を計上いたしました。令和3年度の3月補正予算で全額繰上償還を行いましたので、当該予算を減額するものでございます。

15ページをお願いします。款6. 項1. 目1. 商工総務費の5,101万円のうち、節10. 需用費の139万円と節11. 役務費の155万5,000円は、地域経済の活性化と生活者支援を目的とするプレミアムクーポン券の印刷代や郵便代などの事務費を計上したものの、節18. 負担金、補助及び交付金のうち、102. プレミアムクーポン券助成金の4,700万円は、使用されたクーポン券の換金代を計上したものでございます。クーポン券につきましては、1人につき5,000円を予定しております。前後いたしますが、107. 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金の106万5,000円は、コロナの蔓延と感染防止を目的として行われた飲食店に対する営業時間の短縮や酒類の提供の中止などの要請に対する協力金の市町村負担金として5%分を計上したものでございます。

その下、目2. 商工振興費の450万円は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動に影響を受けている事業者への支援を目的に、「輪之内企業ひみつ展」や「輪之内お買い物市」と銘打ちまして、イオンモール大垣への出展を行いました。それと同じ趣旨の取組、経済活動に影響を受けている

事業者への支援を令和4年度も実施していこうとするものでございます。

16ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費は554万6,000円の減額でございます。節13.使用料及び賃借料の58万3,000円は、オンライン授業における通信精度と環境の充実を図るため、モバイルルーターを増設しようとするものでございます。節17.備品購入費の612万9,000円の減額は、これは従前のパソコン教室をプログラミング教室へとリニューアルする経費を計上したものでございます。プログラミング教室へのリニューアルにつきましては、令和3年度3月補正予算におきまして国の補助金を活用する形で有利に対応することができましたので、当該予算を減額するものでございます。

17ページをお願いします。款9.項2.目1.小学校管理費の177万8,000円と18ページの款9.項3.目1.中学校管理費の122万1,000円につきましては、コロナ感染対策として3小学校の体育館と中学校の体育館の窓に網戸を設置しようとするものでございます。

19ページをお願いします。款9.項4.目1.奨学金は、財源補正でございます。

20ページをお願いします。款9.項6.目2.体育施設費の97万6,000円は、コロナ感染対策として輪之内体育センターの窓にも網戸を設置しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。戻りまして、3ページをお願いします。

款14.項1.目2.衛生費国庫負担金の233万6,000円と、下の枠になりますけれども、款14.項2.目3.衛生費国庫補助金の620万5,000円は、4回目のワクチン接種に要する費用につきまして、国から負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

同じ下の枠内になりますが、目1.総務費国庫補助金の5,702万3,000円は、コロナ感染対策とクーポン券配付の財源として地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

その下、目2.民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金の2,536万7,000円は、住民税非課税世帯に対する給付金の支給に要する事業費と事務費について、児童福祉費補助金の429万8,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する事業費と事務費について、国から10分の10の補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

5ページをお願いします。款15.項2.目2.民生費県補助金の5万4,000円は、県が実施主体として支給するひとり親世帯への給付金の事務費について、県から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

その下、目3.衛生費県補助金の378万8,000円は、環境衛生費にありました太陽光発電設備等設置費補助金について、県から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

次に、目4.農林水産業費県補助金の80万5,000円は、農業委員会費にありましたタブレット端末の導入費用などについて県から補助金を受け入れるものでございます。

6ページをお願いします。款19.繰越金の692万1,000円は、歳入予算を調整するため計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第9、議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付してございます令和3年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。令和4年6月8日提出、輪之内町長。

2ページをお願いいたします。

議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。令和4年6月8日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきますので、目次を挟みまして、資料の1ページをお開きください。

令和3年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。この報告書には消費税を含んでおります。なお、金額につきましては決算額のみとさせていただきます。詳細につ

きましては、後ほど21ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入のほうでございますが、第1款水道事業収益、総額1億3,681万7,531円でございます。内訳は、営業収益1億1,620万6,185円と営業外収益2,061万1,346円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費9,170万2,310円でございます。内訳は、営業費用8,200万9,426円、営業外費用969万2,884円、予備費については支出はございませんでした。

次に、2ページになりますが、資本的収入及び支出の収入のほうにつきましては、第1款資本的収入378万2,486円でございます。内訳は、工事負担金304万136円、補償金74万2,350円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出7,261万3,653円でございます。内訳は、建設改良費5,083万9,291円、企業債償還金2,177万4,362円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,883万1,167円は、過年度分損益勘定留保資金3,519万6,688円、当年度分減債積立金2,177万4,362円、建設改良積立金734万8,706円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451万1,411円で補填をいたしました。

3ページをお開きください。令和3年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書以降の資料につきましては、消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差引き額でございますが、営業収益は1億573万7,443円、営業費用8,000万8,611円、営業利益は、差引き2,572万8,832円となりました。

次に、4ページのほうでございますが、営業外収益2,061万1,497円、営業外費用574万3,784円、差引き1,486万7,713円でございます。したがって、経常利益及び当年度純利益につきましては、先ほどの営業利益と営業外利益を加えました4,059万6,545円となりました。

5ページをお開きください。令和3年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。

左のほうから、資本金及び資本剰余金については、当該年度は移動がございませんでしたので同額でございます。

利益剰余金につきましてはでございますが、減債積立金、建設改良積立金は、議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取崩しを行いましたので差引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益4,059万6,545円を加えました利益剰余金の合計は4億1,445万25円となり、資本合計といたしましては9億7,167万6,342円となりました。

6ページをお願いいたします。令和3年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利

益4,059万6,545円から、現金の裏づけがない貸倒引当金戻入益115万4,773円を差し引いた3,944万1,772円を処分するもので、減債積立金に2,220万3,348円、建設改良積立金に1,723万8,424円をそれぞれ積立しようとするものでございます。

7ページをお開きください。令和3年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産のうち、固定資産年度末残高15億313万5,499円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書に再掲しております。

また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より115万4,773円の減少で575万6,497円となり、未収金の残高といたしましては1,178万6,820円となりました。

次に、8ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額2億5,543万2,554円、流動負債、企業債につきましては、翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で2,662万4,180円。5の繰延収益につきましては5億4,289万6,608円となりました。

負債の合計でございますが、8億2,495万3,342円でございます。

資本の部でございます。

資本金は、昨年度と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきまして、資本剰余金と利益剰余金の合計で4億2,168万4,825円となりました。

続きまして、9ページから10ページにつきましては注記でございますが、決算書の作成に関する重要な会計方針に係る事項や、取引に関わる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12ページをお開きください。令和3年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきまして、営業内容といたしましては、事業収益1億2,634万9,000円で、前年度と比較しますと101万円の増額、事業費用は8,575万2,000円で、前年度と比較すると1,046万4,000円の減額となります。損益計算による純利益は4,059万6,000円となりました。

資本的収支につきまして、収入367万7,000円に対し、支出は6,799万7,000円となり、不足額6,432万円は、留保資金で補填をいたしました。

次の13ページになりますけれども、工事の概況でございます。

工事につきましては、全部で7工事、総額で4,702万2,085円でございますが、水源地のほうでは第1水源地の取水ポンプ用流量計の更新工事、それから第2水源地のインバータ更新工事、この2つの工事、そのほかに町内の水道管の布設替え工事を5か所実施いたしました。

14ページをお願いいたします。保存工事でございますが、主に修繕工事でございます。主なものは、火災報知設備の修繕、非常用発電機盤の修繕等でございます。

15ページ、業務でございますが、業務量の中で年間給水量は、令和3年度117万1,222立米で、前年度より1万59立米の減少となっております。

下段のほうになります。事業収入に関する事項につきましては、給水収益が令和3年度1億448万円となりまして、65万3,000円減少しております。

16ページをお開きください。事業費に関する事項で主な増減についてでございますが、表の4行目になります。減価償却費の増減、1,139万5,000円の減少につきましては、減価償却対象の工事費が減少したことによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。令和3年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益4,059万6,545円から下段の利息の支払額574万3,784円までの合計額で8,690万1,591円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設替え工事等でございますが、4,254万5,394円の減少でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出2,177万4,362円でございます。

当期の増減といたしましては2,258万1,835円の増、資金の期末残高は2億8,740万7,563円となりました。

21ページをお願いいたします。令和3年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。主な内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益としまして1億2,634万8,940円でございます。

営業収益につきましては、給水収益の1億448万401円は、料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円、こちらのほうは消火栓維持管理等に係ります一般会計からの負担でございます。雑入の20万7,042円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が3万2,908円、長期前受金戻入が1,928万3,366円、こちらにつきましては加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

22ページをお開きください。収益的支出でございますが、水道事業費は8,575万2,395円でございます。

内訳としまして、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費1,159万6,645円は、水源地の電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料344万5,248円は水道管理システムの更新業務委託料等で、修繕費44万2,650円は、配水管漏水等の修繕費です。

総係費の主なものにつきましては、職員の給料等でございます。

23ページ、減価償却費についてでございますが、有形固定資産減価償却費5,140万4,512円は、次の24ページの上段の表が内訳となります。無形固定資産減価償却費77万3,000円につきましては、水道事業の会計ソフトに対する減価償却費でございます。

最後になりますが、令和4年5月20日に輪之内町監査委員さんの監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

以上、水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号及び議第28号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第29号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第29号について御説明申し上げます。

議案書6ページをお願いします。

議第29号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものと

する。令和4年6月8日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令が令和4年4月6日に公布されました。これに伴いまして、輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を合わせる形で改正しようとするものでございます。

具体的な改正としては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、ポスターの作成の公費負担に関し改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続のうち、第1項第2号アについては、自動車を借入契約で使用する場合、いわゆるレンタカーでございますね、において各日ごとの上限額を「1万5,800円」から「1万6,100円」に引き上げるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

イでは当該自動車の燃料について、計算の基礎額となる「7,560円」を「7,700円」に引き上げるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続についてでございますが、ここではビラ1枚当たりの作成単価の上限額について「7円51銭」を「7円73銭」に引き上げるものでございます。

続いて、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続でございますが、ポスター1枚当たりの作成単価の上限額について「525円6銭」にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に「31万500円」を加えた額を、「541円6銭」にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に「31万6,250円」を加えた額に引き上げるというものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。

議案書7ページにお戻りください。

これが改め文でございます。

最後に附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

また、適用区分として、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するものでございます。

以上で、議第29号の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから議第29号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議第29号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第29号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第30号 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業に係る売買契約の締結についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第30号について説明いたします。

議案書8ページをお願いします。

議第30号 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業に係る売買契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付した消防ポンプ自動車購入事業の売買契約を下記のとおり締結することについて、議会の議決を求める。令和4年6月8日提出、輪之内町長でございます。

その内容でございますが、1. 契約件名、令和4年度消防ポンプ自動車購入事業。2. 納入場所、輪之内町四郷2530番地の1。3. 契約金額、2,574万円、うち消費税が234万円でございます。4. 契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防でございます。

今回の消防ポンプ自動車の購入は、第3分団機動班のポンプ車で、21年経過しており

ますので更新しようとするものでございます。

去る5月20日に6社で入札を執行いたしまして、現在、仮契約を締結しております。参考までに、落札率は96%でございました。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

説明を受けましたけれども、これは1回目で落札されたんですか、何回か入札を繰り返しておるんですか。

○議長（田中政治君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

1回目で落ちました。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

議第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 令和4年度消防ポンプ自動車購入事業に係る売買契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって6月14日までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号から議第28号については、6月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長は、6月15日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

議会2日目は、6月14日午前9時までに御参集をお願いいたします。

本日は大変御苦勞さんでした。

（午前9時58分 散会）

令和4年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第7日目

令和4年6月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第2回定例輪之内町議会第2日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして始めさせていただきます。

さて、成年年齢が2022年4月1日から、約140年ぶりに見直され、現行の20歳から18歳に引き下げられました。民法が定めている成年年齢は、一人で契約をすることができる年齢という意味と父母の親権に服さなくなる年齢という意味があり、親の同意を得なくても自分の意思で契約ができるようになり、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。また、契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があり、社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年をターゲットとした悪徳な業者もいますので、そうした消費者トラブルに遭わないためにも未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうかを冷静に判断する力を身につけることが大切です。議会も教育機関との連携を取りながら、小・中・高生に対する消費者教育の推進と自立を支援するための環境整備を進めていきたいと思っております。この内容は、「わのうち議会だより」134号の編集後記に記載したものになります。多くの町民の皆様に関心を持っていただき、町ぐるみで子供たちを守っていきたいと思っております。それでは、質問に移ります。

1. 消費者教育の推進と自立の支援について。

平成24年12月に消費者教育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにすることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体は、幼児、学童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業、その他の教育活動において適切な消費者教育の機会を確保し、必要な施策を推進しなければならないとされています。

輪之内町では、平成25年度より、各小学校の低学年、中学年、高学年と中学3年生を対象に食生活並びに金銭や物に対する健全な価値観、金融に対する正しい知識を身につけることを目的とした出前講座が実施されています。こうした発達段階に応じて消費者教育を実践している自治体は、岐阜県内でもほかになく、先進的事例として今後も継続して進めていただきたいと思います。

それでは、令和3年度の実施内容を見ますと、2年生は食育「どんなおやつ食べているの?」、4年生は金銭教育「Let'sトライ商売」、5年生は食育「パワーアップ朝ごはん」、6年生は消費者教育「プレゼントの値段」、中学3年生は社会公民「契約ってな〜に?」の講座を受けていました。

私が感じていることは、中学3年生で学ぶ「契約ってな〜に?」の基礎となる契約の基本やキャッシュレスカードといった契約のルールを小学校の高学年から段階的に学習の土台をつくることで、中学校では、よりスムーズに講座を受け入れることができるのではないかと考えております。ぜひその点を御検討していただきたいと思います。

また、自立を支援するために、「18歳から大人!」といった啓発チラシやポスターを募集して、町全体で取り組んではいかがでしょうか。町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

ただいま林議員からは消費者教育の推進と自立の支援について御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

平成24年12月、消費者教育推進法が施行され、被害防止だけでなく、自ら考え行動する消費者の育成を推進するため、輪之内町では、児童・生徒に対し、楽しく分かりやすい消費者教育を毎年実施してまいりました。

また、平成30年6月には、先ほども御質問にありましたとおり、民法の一部を改正する法律が成立し、民法の成年年齢が今年4月から18歳に引き下げられたことから、18歳までに契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、自ら判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要があります。国・県とともに、町においても学校教育と連携して消費者教育を推進する必要があると考えております。

若年者は、その社会的経験の浅さから消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向にあり、特に未成年者取消権を行使できなくなる20歳になると、消費者トラブルが急増する傾向がこれまでもあったようであります。

また、インターネットの普及、決済手段の多様化・高度化により、消費者の利便性は格段に向上いたしました。反面、SNSをきっかけとした消費者トラブルに予測しな

い形で巻き込まれる事例なども発生をしております。このようなことから、学校教育のみならず、社会教育の面からも若年者に対して様々な情報を読み解く力と活用できる力を身につけるために、地域での研修会や啓発活動も必要であると感じております。

学校における消費者教育については、小学校高学年の家庭科の授業で「物やお金の使い方と買物」「環境に配慮した生活の工夫」を、また中学校の技術家庭科では「金銭の管理と購入」「消費者の権利と責任」「消費生活・環境についての課題と実践」について学んでおります。この内容を基に、議員御発言のとおり、学年に応じた内容で総合学習や家庭科の授業の一環として町の出前講座も開いております。

この出前講座は、外部講師を招き、児童・生徒に知識を一方向的に与えるのではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、一人の消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を身につけられるような内容で、自ら動き、自ら考える形で行い、学校側からも好評を得ておるところであります。

小学校の新学習指導要領では、買物の仕組み、売買契約の基礎、物や金銭の使い方と買物について、消費者の役割が分かることなどが、また中学校の新学習指導要領では、クレジットなど売買契約の仕組みや、消費者被害の背景とその対応について理解した上で自立した消費者として責任ある消費行動を考え工夫することなど、これまでの消費者教育の内容から、さらに追加されて充実されたところあります。

こうした内容も踏まえて、今年度の消費者出前講座の内容は、小学校2年生と5年生はフードロスも含めた「食育」、4年生は「金銭教育」、6年生は、また内容を見直し、「夢の実現」という題材で、お金の使い方には、自分のため、人のため、社会をよくするための3つの使い方があることをSDGsも関連づけて金銭教育を行う予定です。中学3年生には、引き続き「契約」について基本的知識からトラブルに遭わないための注意点等、ロールプレイを通じて実践的に学ぶこととしております。

御提案のありました小学校高学年における契約に関する学習について、今年度も少しは触れる内容にはなっておりますが、次年度以降、対象学年、出前講座の内容も含めて、時代の要請に応えるべく、積極的にその在り方を見直し、充実してまいりたいと考えております。

また、社会教育の視点からもこの問題を捉えて、輪之内町青少年育成町民会議の活動の一環として、ネットモラルの標語の募集と同時に、消費者トラブルに関する啓発チラシやポスターを募集するなど、地域ぐるみで子供から大人まで消費生活の安全・安心を目指して取り組んでまいりたいと思います。

御質問の内容に私も同様の考えを持っておりますので、これからも取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上で、林議員の質問への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

町長には、1点再質問をさせていただきます。

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育等の事業を集中的に行われております。令和4年度の消費者月間の統一テーマとして「考えよう！大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～」を掲げ、取り組むこととされています。

これは、消費者庁が3月に発行した啓発チラシとポスターになります。今年度は終わってしまいましたので、来年の令和5年度より輪之内町でも毎年5月を消費者月間として、消費者問題に関する啓発チラシやポスターを募集して、町全体で取り組んではいかがでしょうか。これは町長に、ちょっと再質問をさせていただきます。

次に、教育長に2点ほど教育の関係で質問をさせていただきます。

今回の質問をするに当たり、各小・中学校で意見交換をさせていただきました。その中で、出前講座が子供たちにも大変好評で、とてもよい授業をされていることをお聞きしました。今はライブ配信等で別の教室で見られることも可能な時代ですので、方法はいろいろあると思います。こうした外部の方の授業を先生方のスキルアップにも活用していただきたいと思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせください。

また、保護者の方々に、他の市町ではやっていない消費者教育のこの出前講座を輪之内町は先進的にしっかりとやっていることをお伝えしていくことも大事だと思いますが、その点もお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問をありがとうございました。

消費者庁がいろんな消費者教育をするということの意味は、先ほども成人年齢の低下と合わせて……、低下というよりも若年齢化という意味ですけれども、その意味は、やはりそれぞれの精神的な発達段階に応じて積極的に権限を拡大するという意味が一つはあると思っています。ただし、それは社会経験の未熟さと相入れるものではないのでその部分の保護はしっかりしていくという、民法の改正をどういうふうに捉えるかということが一つはあると思っています。

そういう意味では、特に象徴的に出てくるのは、消費者行動をめぐるトラブルということが現れてきているわけですけれども、そういう意味では、今、消費者庁が一生懸命教育に力を入れている、それから消費者行動に対する、いわゆる各種のPRに力を入れ

ているということ、これは当然のことだと思いますし、私どももいろんな機会を捉えてやっていきたいと、そんなふうに思っています。

ただ、基本的には、やっぱりこれはふだんから日常的にどうするんだということについて、しっかりと自主性の中でお互いに教育、それから監視、援助もし合うという双方の意味があると思うんですけど、そういうことをやっていくことが大事だと。

ただ、何でもそうですけれども、強調月間なり強調旬間なりという形でその事業のPRをしているという実例もございます。そういう意味では消費者教育についても同じことが言えますので、これからも機会を通じながら、そういうことにも力を入れていきたいと思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

林議員からは消費者教育に関する教員研修、スキルアップと、それから保護者へのPRの仕方について御質問をいただきました。

林議員の御質問にもありましたが、外部講師を招いた出前講座というのは、児童・生徒、それから教員にも大変好評です。成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大を予防するため、多くの教員が消費者教育の基礎的理解を深め、指導のノウハウを身につけることは大変意義深いことであるというふうに考えております。

そこで、該当学年の担任以外にも出前講座を参観できるような仕組みを考えたいと思います。ただし、全ての教員が自分の授業を自習にして参観するということはちょっと難しいことですので、これは可能であればということなんですが、出前講座を実施しているNPO団体の許可が得られれば、要するに著作権とか肖像権とかの問題がクリアできればということですが、授業を動画撮影して、後から視聴して研修に生かすという方法が考えられます。

また、全ての教員は無理でも学年部単位で参観し合うという方法もあると思います。

ほかにも、NPO団体が作成したDVD、ちょっと今持ち合わせておりませんが、DVD教材がありますので、それを利用した研修ということも考えられます。

ということで、無理のない方法でできる研修の在り方を探って教員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

それから、保護者へのPRの仕方についてですけれども、出前講座をフリー参観として保護者に案内したいと思います。

それから、これも許可が得られればということですが、動画を動画配信して保護者の端末で視聴するといったような方法も考えられます。

保護者への積極的なPRをして、先進的な取組である消費者教育を理解していただくとともに啓発を図っていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(田中政治君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

再御答弁ありがとうございました。

私も物は試してポスターを描いてみましたが、やっぱり描くのは全く駄目で、今できることでちょっと進めてみようと思い、このように貼り絵でポスターを作りましたが、来年度はしっかりと準備をして描いてみようと思っておりますので、町長におかれましても、できることから準備を進めていただきたいと思います。

教育に関しましては、昔聞いたことがあるんですけど、最高の教師は「子供の心に火をつける」と言われていました。ぜひ教育長には、先生方のさらなるスキルアップをお願いしたいと思います。

今回の質問をするに当たり、私自身も大変勉強になりました。今後もいろいろな角度から子供たちを見ていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(田中政治君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

一般質問を行います。

1問だけ町長にお尋ねをいたします。

物価高騰による給食費を保護者に負担させないでほしいという趣旨で質問いたします。岐阜県は、小・中学校や保育所に対し、給食費の値上がり相当分を補助するために4億5,000万円計上したと報道されています。その目的は、物価高騰に苦しむ生活者を支援目的とされています。

また、文科省は、給食費値上げ抑制に臨時交付金の活用を自治体に要請しているとのこと。文部科学省初等中等教育局長の通知では、学校給食費等の負担軽減等として、「地域の実情に応じて、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食などが実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、そしてコロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うこと」とされています。

さらに、「学校給食を実施する学校設置者におかれましては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食などの保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようお願いいたします」、こういうような通達が出ております。

また、政府は、地方創生臨時交付金について、「自治体が給食費を時限的に引き下げる、無償にするなどの取組に活用できる」と答弁しています。

物価の高騰に苦しむ保護者をぜひとも支援していただきたい。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野議員からは、物価高騰による給食費を保護者に負担させないでほしいという趣旨の御質問をいただいたところであります。

学校給食というのは児童・生徒への食育・徳育の育成として、健やかに生きるための基礎を培う大切な教育活動の一環として位置づけられております。

輪之内町では、学校給食法に基づき、児童・生徒の心身の健全な発達に資し、安全・安心で栄養のバランスの取れたおいしい給食を提供する。学校給食を生きた教材として活用し、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、生涯を通じて心身ともに健康に生きるための力を育むことを学校給食の方針と重点という形にしております。

当町の給食の実施状況でございますが、町内の小・中学校へ1日約940食を提供しております。昨年度の経費は、総額1億75万円ほどとなっております、そのうち調理の業務委託料が3,200万円ほど、原材料費が4,967万円、約5,000万円ほどとなっております。

保護者の方には、原材料費相当額を給食費として御負担いただいております、給食費の月額額は、現在、小学生が4,500円、中学生が5,150円となっております。

この給食費に関しては、経済状況や物価等を勘案しながら、順次改定をしております。

言わずもがなの話かもしれませんが、学校給食法第11条において、給食費につきましては、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費等の経費は設置者の負担、それ以外の学校給食に要する原材料費は、保護者の負担とすると明記されておるところであります。

また、経済的に困難な世帯の児童・生徒には、生活保護や準要保護世帯として給食費を含めた就学援助などの福祉制度がございます。

現在、食料品の原材料や石油価格の高騰で値上がりする中、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の進行などが追い打ちをかけております。物価高騰が学校給食にも大きな影響を与えております。

昨年から今年にかけて原材料高騰に伴う学校給食食材の仕入れ値は、全国平均で1割ほど上昇し、学校現場では、栄養バランスを維持しつつ原価を抑えようと、献立を工夫するなど試行錯誤しております。しかし、それでも限界があり、苦渋の選択で給食

費を値上げする動きも各地で出始めている状況と受け止めております。

当町においても状況は同じで、食材の仕入れ値は、昨年と比べ、大豆油は2倍、食材として使用するタマネギにおいては4倍等、賄い材料費が増加している状況となっております。今後物価上昇の傾向は予断を許さないだろうと思っております。

最近では、学校給食を無償化する自治体もごく少数ながら存在しております。また、今回のように物価上昇に対する学校給食の経費等に、まさしく先ほど御質問にもありました地方創生臨時交付金を充当しようとしている自治体もあるということは承知しております。

今回の浅野議員の御質問の要旨にもありますように、保護者に過度の負担を求めないでほしいという、その思いについては、私も意見を異にするものではありません。

先述した学校給食法の規定によれば、原材料費は保護者の負担とする大前提ではあるものの、今回、このたびの事態については柔軟に対応せざるを得ない状況だと思っております。

そういう判断の下で、いろいろ考えがありますが、物価上昇による原材料費の高騰分を保護者に上乗せ負担を求めないことを堅持しつつ、そういうことは現状の経済状況を見ますと当然のことだと思っております。先ほどの学校給食法の趣旨等も踏まえて、時限的、それからかつ物価上昇相当額を上限に補正予算を編成するなどの対策も必要に応じて講じることもあるというふうに理解しております。

何度も申し上げますけれども、異常な物価高と、それから給食費本来の在り方、いろいろ文科省とか、ほかの省庁からも地方創生臨時交付金に関する使い道について指導と称していろんなことが言われております。でも、それを全部足し算すると、多分地方創生臨時交付金は今の状況では足りないと思っておりますので、どこを優先的にやっていくかという話にはなりますけれども、一つ御質問にありました給食費の急激な値上げ相当分については考慮の余地がありまして、十分配慮しながらやっていきたいと、そんなふうには思っております。以上であります。

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

おはようございます。

最後になりますが、続きまして一般質問を行います。

中学校部活動の地域移行について。

日本においては、遅くまで残業することや、休まず働くことを美德とする風潮があり、長年にわたり常態化していた長時間労働やそれによる過労死、正規・非正規労働者の格差、生産年齢人口の減少による労働力不足等が大きな社会問題となり、近年、働き方改革が企業のみならず国全体の取組として推進されています。

小・中学校においても例外ではなく、教員の長時間労働は慢性化しており、問題視されるようになり、文科省は平成28年から29年にかけて教員勤務実態調査を実施し、その結果を公表しました。

平成30年には、文科省より各教育委員会へ「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を通知され、各教育委員会での教員の働き方改革の推進が求められています。中でも、教員の長時間労働の大きな要因として部活動指導が指摘され、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

その後、部活動の停止、休止が余儀なくされるなど、コロナ禍の影響により働き方改革推進は、何か鈍化した感がありましたが、最近、国がウイズコロナ、ポストコロナにかじを切ったことなどから大きな動きが出てきております。

運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は、この5月31日に部活動指導を地域や民間の団体に委ねる「地域移行」を実現すべきとする提言を了承し、教員の長時間労働解消が喫緊の課題であり、少子化の進展により学校単位での運営は困難になると判断し、多様な世代が参加できるスポーツ環境の整備を提唱しました。提言のポイントとして、休日の部活動指導の地域移行は、令和7年度末を目標とし、休日の地域移行がおおむね完了すれば平日においても進めていく。自治体による推進計画の策定、受皿はスポーツ少年団やクラブチーム、民間事業者を想定、国及び自治体は、学校施設の低額利用や困窮世帯への補助に取り組むとあります。

また、吹奏楽や合唱など文化部活動を検討する文化庁の有識者会議は、地域移行について、予定として7月に提言をまとめるとしております。

このような国の方針に並行して、近隣市町でも動きが出てきており、先般も海津市では、中学校の休日の部活動を地域で受ける組織として「海津市中学校地域クラブ」を発足し、8月より指導を始めるという新聞報道がありました。

中学校部活動の地域移行は、国の方針であり、今後も国全体の動きになってくると思われれます。当町においても早急に地域移行の受皿となる組織体制づくりを進める必要があります。体制づくりには、指導者の確保や謝金、生徒が担う会費など多くの課題があり、少子化などで部員数が減り、町単体での存続は難しくなることも考えられますので、他市町の中学校との合同指導も視野に入れていかなければなりません。そして、円滑な地域移行には、町及び中学校、関係する多くのスポーツ団体の目的意識の共有、連携が不可欠であることは言うまでもありません。

当町における中学校部活動の地域移行について町長の御見解を伺うとともに、現在の当町の地域移行についての進捗状況、今後の取組について教育長にお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員の中学校部活動の地域移行についての御質問にお答えをします。

中学校の部活動は、これまで生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってまいりました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教師と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするという教育的意義だけではなく、参加生徒の状況把握や意欲の向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上にも意義があったものと思われまます。

さらに、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献をしてきたものと考えています。

あわせて、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成、体力の向上や健康の増進につながるなどの意義も有してきたものと考えております。

一方で、先ほどの上野議員の御質問のとおり、部活動をめぐる状況については、近年、特にその持続可能性という意味で厳しさを増してきていることも事実だと思われまます。

いろいろ背景があるわけですが、日本の総人口が減少局面に入り、十数年が経過しました。深刻な少子化が進行しております。当町の輪之内中学校でも、令和4年5月1日現在の生徒数は293名であるわけですが、令和10年頃には、これは50名以上減少するんじゃないかということが予想されております。そういった中で、現在、例えば野球部は部員の数が足りずに単独では成立し得ないので、隣接の登龍中学校との合同チームで今活動しております。

今後、いろんなスポーツの分野でさらに部員数が減少し、取り組みたいスポーツに取り組みなくなるんじゃないかということが危惧されておるところです。

また、現行の中学校学習指導要領に部活動が学校教育の一環として位置づけられていることから、部活動は、必ず学校において設置・運営しなきゃならないと。また、これは教師が指導しなきゃならないという、ある種の誤解と言ったらいんですかね、いろんな経過があるようですが、必ずやるべきだというような誤解が生じている向きもあるようです。

本来、部活動の設置・運営というのは法令上の義務として定められているものではないと理解しておりますし、必ずしも教師が担う必要がないというか、教師だけが担う必要のない業務とされておるんだと思います。教師の勤務を要しない日、いわゆる休日の活動を含めて、現在のところは教師の献身的な勤務によって支えられており、これがひ

いては長時間労働の要因であることや、また特にその当該スポーツについて指導経験のない教師には多大な負担になっておられると思われま。ちまたでも言われておりますように、教員の長時間労働というのは慢性化しており、特に中学校においては、休日の部活動の時間が大きく影響しておられると思われま。

これらの諸課題に対応するために、スポーツ庁においては「運動部活動の地域移行に関する検討会議」というのを設置して、検討を重ねてきたところであります。全国町村会でもその検討会議のヒアリングを受けており、実は私もそれに参加をしてきたところであります。その中で、小規模町村における地域移行の問題点、課題等について意見を述べさせていただいております。幾つか論点はありますが、主として、少子化に伴う生徒数の減少への対応、それから教師の働き方改革、負担軽減、この大きな柱、2点についてはおおむね理解はできるんだけれども、他方で指導者となる人材の確保や財源措置に解決困難な課題が横たわっておることも事実であります。そういう意味では、小規模町村も含めた全国一律での地域移行にはなかなか課題が多い。ある部分では慎重に取り扱うべき必要があるんだらうという、そんなスタンスを示したところであります。

それらヒアリング結果を踏まえた上でありますが、先ほども議員の御質問にもありましたように、5月31日にそういう提言が出ました。スポーツ庁は、そういう提言の中では、令和5年度から7年度を「改革集中期間」として位置づけて、まずは休日の運動部活動を地域移行して、順次平日へ拡大する方針を示したところであります。

実はこの議論の中では、運動部活動だけじゃないんじゃないのと、文化活動の諸活動も、やはり地域へ移行すべきという議論も一部にございました。これからどうなるか、要注目ではありますけれども、取りあえず休日の運動部活動は地域移行をすると、順次平日へも拡大するという方針が明示されたところであります。

そういう意味では、後ほど準備状況について教育長のほうから答弁させますけれども、輪之内町でも今年度中に準備を進めて、令和5年度から令和7年度の3か年計画で段階的に部活動を地域移行できるように取り組んでまいりたいと思っております。

私のほうから以上であります。

○議長（田中政治君）

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

上野議員からは中学校部活動の地域移行の進捗状況と今後の取組について御質問をいただきました。

町長の方針を受けまして、部活動の地域移行について教育委員会でも検討を進めています。

1点目の進捗状況について御説明します。

まずは、輪之内中学校の教員の5月の勤務実態について調べました。文科省は時間外

勤務の上限を月45時間としていますが、45時間を超えた教員は61%、そのうち部活動をその理由に上げた教員は92%でした。部活動が長時間労働の原因になっていることが明らかになったところであります。

次に、中学校長と懇談を持ちました。そして、次のような課題を洗い出しました。

1つ目、地域の受皿はどうするのか。2つ目、指導者の確保と資質向上をどうするのか。3つ目、指導者への報酬はどうするのか。4つ目、会費はどうするのか。5つ目、保険はどうするのか。6つ目、施設利用費はどうするのかなどです。

そして、今年度中に方針を出すこと、令和5年度から、まずは休日の運動部活動の地域移行をしていくこと、できる部活動から移行していくことという方向を確認し合いました。

さらに、岐阜県教育委員会が今年度から行っている地域部活動指導者育成研修会、これは先日、大垣市民会館で第1回目が行われましたが、こちらのほうに輪之内中学校の部活動指導者7名が参加をいたしました。この研修は、部活動の指導の在り方や事故の未然防止、体罰やセクハラの事例などを学び、指導者としての人材育成を図るもので、全て受講した人には岐阜県スポーツ協会からライセンスが発行されます。

進捗状況は以上です。

2点目の今後の取組について説明をします。

学校と教育委員会、それからスポーツ団体関係者で中学校部活動の地域移行検討会を行います。先ほど述べた課題を一つ一つ解決しながら、今年度中に大まかな方針を決定します。

その後、保護者会を開き、部活動の地域移行について説明し、理解を求めるとともに、広報等を通して地域住民への周知を図ります。

あわせて、地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保するために、輪之内町のスポーツ団体と連携を図ります。また、地域人材が適切な指導ができるように、岐阜県教育委員会が行っている「地域部活動指導者育成研修会」への積極的な参加を促していきます。

そして、令和5年度から、できる部活動から順次地域移行を行い、文科系の部活動も含めて令和7年度末までに全ての部活動が地域移行ができるようにしていきます。

以上で、上野議員への御質問の答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

町長から御見解を伺いました。また、教育長から現在の状況、これからの取組について御説明をいただきました。

いずれにしても、国の政策ということですので、待ったなしにやらざるを得ないということだろうと思うんですが、7年度までに今のいろんな課題を関係者で検討会を開いて、7年度には全て移行できるように進めるというお話だったかと思います。

これは非常に難しい、一番の課題は指導者ですかね。指導者の確保、これが非常に難しいんじゃないかなあというふうに思います。

それと、少子化で、今の町長のお話にもございましたが、激減すると、50名ぐらいですか、10年度にということで、部活の数も少なくなるんだろうというようなことも見据えながら、こういった部活をどうしていくのかということも検討していく必要があるかと思いますが。

この指導者確保、働き盛りの方が担うということになると、いろんな今の謝金の問題等、それから時間の問題、いろんな課題が出てくるとは思いますが、今、町内のスポーツ団体も、結構シニアといいますか、御高齢の方も多く携わっているかと思いますが、そうしたシニア世代を、うまくと言ったらおかしいですかね、使っていくといいますか、協力してもらおうということで、例えば教員を終えられた方でも、そういったスポーツの心得があるとか、いろんな方もお見えになるかと思いますが、そうした方をリストアップするなりチェックして、そういう方にも協力してもらおうというような方向しかないのかなあというふうに私自身は思っています。

それと、町長も触れられましたが、部活動は学校教育の一環ということに位置づけられているんですね。それで、この部活動が全体に地域に移行して学校から離れるというようなことになると、ここら辺の整合性がどうなるのか。誤解もあるというようなことで、町長の先ほどお話がございましたが、完全に教師を含めて学校から外れて地域のスポーツ団体に移行しちゃうということになると、これは学校教育になるのか。それと、その指導していただく方も、いろんな研修などを受けて、本当に指導者として資質が問われてくるということもあろうかと思いますが、そこら辺のところを再度町長、学校教育の一環という部分について、再度御見解を伺えたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問をいただきまして、ありがとうございます。

まさしくその部分が実は地域移行に関する有識者会議の論点のうちの幾つかで、主要課題と言ってもいいかと思いますが、あったわけです。その中で、やっぱりまずは一番問題になっています指導者の人材確保、これについては経験がある者、それから当然その中には、実は学校の教職員で意欲のある方を地域移行に伴って排除するものではないという大前提を持っています。したがって、意欲があって、やる気があって、し

かもそれが過重労働につながらないという前提であれば、学校の教職員の方がスポーツに関与するということを否定はしていないというのは、むしろそれはやってもらって結構という形の中で検討会議の議論が進んでおるということを御理解いただきたいと思えます。

ただ、そのほかに、いわゆる適切な人材があれば学校の教職員以外も含めて対応は可能だと。ただ、その際に言えることは、多分その身分の問題でありますとか、その活動によって生じた幾つかの、例えば障がいとか何とか、事故等にどう対応していくのかという制度整備が今のところはまだ追いついていなかったと、それをとるか、その課題を解決することと同時に、もう既に有識者会議としては方向性を、ある程度ステージプランとして示さないとなかなか前へ進まないものですから、令和5年度から始めて令和7年度までを集中期間として取り組むという意味はそういうことですし、その部分について異を差し挟む余地はないとするならば、それはやっぱり国の方針と整合性を取る中で当町としてもやっていきたいと、そういうことになってまいります。

この言葉に尽きているように、部活と地域スポーツとの在り方について、これはある意味二項対立みたいに、どちらかがやったらどちらかがやっちゃいけないという、そういう対立概念の中で捉えるものではないと思っています。そういう意味では融合しながらやっていくという、これは実は余り議論されていないのかもしれないですけども、要はヨーロッパでやられている地域スポーツ、それから日本で、じゃあスポーツがどこを中心に今までやってきたのかというのと、やっぱりいかなる意味においても学校スポーツと切り離してはできていないわけです。

そういうスポーツに対する沿革も含めて、やはりどこかのシステムをただ単に委嘱するだけではうまくいかない。だから、ある意味では、そういった過去の経過を踏まえた上で日本型の新しい学校スポーツ、地域スポーツの在り方についての新しいコンセプトをつくっていくということになってくるんだと。今、ちょうどその産みの苦しみの中で、先ほどと何回も繰り返すかもしれませんが、人材の確保だとか、それに伴う財源をどうするかだとか、そもそもそれについての理解をどう取り付けていくのかという部分がみんな一緒にどんと来ていますので、かなり厳しい状況ではありますけれども、今、既にそれに着手して、関係者で頑張っていきたいなということだと思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

今、町長から答弁をいただきました。全体の大きな負担、流れ方についての説明は十分いただいたと思うんですが、現場を預かっていただいております教育長からも先ほど答弁をいただいておりますので、指導者不足とか、いろんなそういう観点の中でどのようにして進めていったらいいか。議員からはシニア世代の方の応援もいただいたらどうかというふうにありましたが、教育長の考えをちょっとお尋ねしたいと思えますが、ど

うですか。

教育長 長屋英人君。

○教育長（長屋英人君）

ただいまの上野議員の御質問で指導者の確保の問題についてであります。現在、中学校の地域指導者というか外部指導者は、18名参加をしていただいております。引き続き、この方々をお願いするというのと、それから先ほど御提案いただきました教員OBなどのシニア層の活用、あるいは公募をしていくというような方法で人材確保をしていきたいなというふうに考えております。

それからもう一点、学校教育の一環としての部活動という位置づけについての御質問がありました。以前、学習指導要領の中にクラブ活動という時間がありまして、それは教育課程内の活動ということで必ずやらなければならないというクラブ活動があつて、教育課程外に部活動の時間が位置づいておりました。それが、その各クラブ活動を部活動で代替できるというふうな段階があつて、その後、クラブ活動がなくなりました。ということで、必ずやらなければならない活動ではないけれども、学習指導要領の中では教育課程外の活動なんだけれども、学校教育との一貫性を図っていきましようということが学習指導要領に記述してあるということです。

ただ、今、こういう状況がありますので、学習指導要領の次期特別活動の中身ですね、こちらについても今見直しを図られているところで、この「学校教育の一環」という辺りの記述がちょっとどうなるか、今後、見ていきたいなというふうに思っています。

それで、部活動が完全に学校から離れるとどうなるかということもありましたが、デメリットを考えてみますと、学校に来るのに、いわゆる部活動にしか居場所のない生徒もいるということとか、教員がその生徒理解を図るのに部活動が非常に有効な場であつたというようなこともあり、それがなくなるということ。それから、いじめ等の問題行動が起こったときに、その地域クラブのほうで指導や解決ができるのか。もしも、それが学校に持ち込まれると、実際関わっていないところで起きたことに対して非常に複雑な対応を迫られ、かえって教員が多忙になるのではないかというようなことが考えられますけれども、そういったことも考えながら、そのデメリットよりもメリットのほうを優先して今後進めていくというふうに考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございました。

先ほど先生の中にも、やっぱり熱心な方といいですかね、今まではそういった、いわゆるドラマでいうと熱血先生、そういった先生に支えられてきた部分が多いんじゃない

かと思いますが、今の先生方の中にも、そういった一生懸命部活動、特に運動部活動でしようね、それに力を入れて、寸暇を惜しまず指導に当たっていただいている先生も多々あると思いますので、そういった先生にも御期待をしながら進めていければというふうに思います。

それで、この学校教育の一環というお話ですが、僕個人としては、学校教育の組織の中の一部、完全にもう学校は知らんということではちょっと問題が出てくるんじゃないかなというふうな今の教育長のお話もございましたが、学校教育の中の組織図を描けば、その中の一角にその部分も入っているというような位置づけがいいんじゃないかなあというふうに、私、個人的には思っています。

いずれにしても、これは国の方針でございますので有無を言わずやらざるを得ませんので、7年度までにいろんな諸課題は多いかと思いますが、御苦勞をかけると思いますけれども、よろしくお願いをしたいということで質問を終わります。以上です。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集をいただきたいと思います。

本日は大変御苦勞さんでございました。

（午前10時06分 散会）

令和4年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第3号会議録 第8日目

令和4年6月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和4年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 （住民・福祉）兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第2回定例輪之内町議会第3日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第26号から議第28号までについての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第26号についての審査報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、議第26号から議第28号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、本定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 大橋慶裕君。

○総務産業建設常任委員長（大橋慶裕君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前11時20分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、アルコールチェックは官公庁だけが対象となったのかに対し、今年4月から白ナンバー車両を5台以上所有している事業所の安全運転管理者に対し、酒気帯びチェックを義務化する法改正があり、10月からはアルコール検知器を用いたチェックが義務づけられているとのことでした。

安全運転管理者は何人いるのかに対し、1人であり、総務課長が安全運転管理者であるとのことでした。

6万3,000円で購入できる機器なののかに対し、この予算で12台購入予定であるとのことでした。

自家用車を使用し、事故を起こした場合はどうなるのかに対し、公務での出張は、原則公用車となっており、やむを得ず自家用車を使用する場合は、所属長の許可を受け、酒気帯びチェックも実施する。また、公務中の事故については公務災害として補償の対象となるが、私用での外出時の事故に関しては災害補償の対象外であるとのことでした。

キュービクルの修繕について、機器そのものの金額と諸経費の内訳はどうなっているのか、下取りはないのかに対し、機器が約350万円、諸経費が約150万円であり、処分費として8万円が見積りに計上されている。今後、専門的な意見も参考にして設計書を作成し、工事発注に反映させていくとのことでした。

買換え予定の窓口用椅子とはどの部署のものか、また数量は幾つの予定かに対し、住民課、福祉課、税務課のローカウンターに設置してあるもので、20脚の購入を予定しているとのことでした。

抗菌仕様のものに換えれば毎日消毒はしなくてもよいのかに対し、日々の消毒は必要であるが、現状の布製の椅子から抗菌・耐次亜塩素酸加工のビニールレザー製に換えることで消毒の効果が上がり、コロナ対策として有効であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

地方創生臨時交付金の用途は限定されているのかに対し、一部コロナ禍における生活困窮者等への直接支援の活用に限られているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

確定申告受付順番管理システムの導入は必要なのかに対し、現在は番号札の配付による受付方法で、会場が密になる時間帯があり、番号札の紛失もある。システム導入によりメールで呼出しが可能となり、コロナ対策で密を回避できる。待ち人数の表示もできるため、会場で長時間待つストレスの軽減につながり、必要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業費補助金は、どのような内容で、補助対象は何かに対し、昨年度の例だが、イオンモール大垣の2階で「輪之内企業ひみつ展」として、町内の企業16社の概要がパネルやチラシなどで展示されたり、1階では「輪之内お買い物市」として、町内の7業者が農産物販売や住まいの無料相談会、エステの実践などを行ったので、今年度も同様に開催したいとのことでした。また、補助対象は、開催店舗の借地代や店舗の装飾品代とのことでした。

「輪之内企業ひみつ展」の16社の業種は何があるのかに対し、製造業、飲食業、理容

業などであるとのことでした。

「輪之内企業ひみつ展」や「輪之内お買い物もの市」の開催は、何日間の予定かに対し、イオンモール大垣と他の場所で行う予定で、開催日数などは未定であるとのことでした。

その他、「輪之内企業ひみつ展」や「輪之内お買い物もの市」に町内の様々な業種の事業者が参加していただけるよう呼びかけてほしいとの意見がありました。

農業委員会費のタブレット端末購入については、保険料は計上してあるのかに対し、保険料は、本体1台当たり3万998円に対して約1万6,000円かかり、高額であることから保険に加入する予定はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰上償還は前年度ではなかったのかに対し、令和3年度と令和2年度に償還したとのことでした。

当初予算を計上する段階では分からなかったのかに対し、当初予算の確定後に令和3年度の余剰金を精査し、補正予算を計上したので間に合わなかったとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第26号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、未収金の内訳は何かに対し、水道料金未納分1,104万4,470円と補償金74万2,350円の計1,178万6,820円であるとのことでした。

給水停止の状況はどうかに対し、年間、数件実施している、今後も未収金の回収に努めていくとのことでした。

石綿管はまだあるのかに対し、管路の更新を行い、石綿管は全て撤去したとのことでした。

有収率は他市町と比較してどうかに対し、令和3年度末現在で85%であり、近隣市町と比べても良好であるとのことでした。

第1・第2水源地はいつ建設されたのかに対し、第1水源地は昭和53年、第2水源地は平成15年であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第27号及び議第28号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決定し、議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分

については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野重行君。

○文教厚生常任委員長（浅野重行君）

改めまして、おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和4年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前9時30分より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今後は医療機関を受診する際は、保険証の代わりにマイナンバーカードでもよいのかに対し、今後はマイナンバーカードで受診することができるが、町内医療機関では読み取り機械が設置されていないため、まだ使用できないとのことでした。

医療機関の導入費用は幾らかかるのかに対し、医療機関によっては請求等をオンライン化しているところもあり、医療機関ごとに導入経費が変わってくるとのことでした。

太陽光発電設備等設置費補助について予算金額以上の申込みがあった場合はどうなるのかに対し、県より町への割当金額が決まっているので、申請の受付順となり、上限に達したら終了となるとのことでした。

新規の設置のみが対象となるのかに対し、新規のみでなく、条件はあるが、付け替えも補助の対象となるとのことでした。

蓄電池の町の補助制度は考えていないのかに対し、蓄電池の重要性は理解しているが、まだ高価なため、もう少し価格が安定してから検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、非課税世帯や低所得子育て世帯に対する特別給付金について支給対象者に通知するののかに対し、町が把握している対象世帯には事前に通知するが、今年に入り新型コロナウイルスの影響で家計が急変した世帯等、把握できない場合には、申請手続が必要である旨周知していくとのことでした。

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金について償還金が生じた理由は何かに対し、補助金は対象件数を概算で申請しているが、新生児数など実績件数が予測を下回ったため、償還金が生じたものであるとのことでした。

新生児特別給付金の支給対象件数の根拠は何かに対し、昨年度は46件の支給があり、実績件数や母子手帳発行件数などを基に算出しているとのことでした。

産後ケアとはどういうものなのかに対し、乳児のいる家庭に訪問して育児相談を受けるといふもので、岐阜県助産師会に委託しているとのことでした。

HPVワクチン接種後の副作用についてどう考えているのか、また副作用が生じた場合、補償はあるのかに対し、現時点でワクチン接種と副作用との間に因果関係は証明されていないが、子宮頸がんそのものを予防する効果があるという観点から、令和4年4月から再開された。接種を希望される方には、子宮頸がんにかかるリスクと接種後の副作用の可能性について事前に説明している。接種後に副作用が生じた場合は、国の補償制度があるとのことでした。

新型コロナワクチン接種後に重い副反応が生じた事例はあるのかに対し、町の健康被害調査委員会に1件報告事例があり、国に報告しているが、国からワクチン接種との因果関係があるとの回答はまだないとのことでした。

新型コロナワクチン4回目の接種対象者は誰か、また3回目の接種率はどれくらいかに対し、60歳以上の方と18歳以上59歳以下の方で基礎疾患を有する方を対象とし、約4,000人を見込んでいる。現在、3回目の接種率は全体で約65%で、年代別では、65歳以上が9割に対し、20代から30代では5割程度であるとのことでした。

子供を経由した家庭内感染事例が多く見受けられるが、ワクチン接種による感染予防について子育て世代に対する広報が不足しているのではないかに対し、若い世代にはワクチン接種後の副反応に対する不安の声が多いが、感染後の後遺症のリスクもあるので、ワクチン接種の啓発を進めていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小・中学校で児童・生徒が一斉にタブレットを使うと動作が極端に遅くなると聞いたが、原因は何かに対し、学校でのタブレット利用が活発になったこと、クラウドの利用の割合が増加したことにより、インターネットへの接続回線の帯域（1 Gbps）では不足が生じているためである。時間差をつけてアクセスするなど、運用面に対応している。インターネットへの接続回線の増強策については、情報を

収集中であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 令和3年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これから、議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 令和3年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決をされました。

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和4年第2回定例輪之内町議会を閉会いたします。

8日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

（午前9時22分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月15日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 大 橋 慶 裕

署名議員 浅 野 進